

ガイドライン（基本方針）

第1章 総則

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくにはコーポレートガバナンスを確立していくことが必須である。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力する。

コーポレートガバナンスについては、グループ企業行動憲章、企業行動憲章実行要点に定めるほか、このガイドラインの定めるところによる。

第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保され、株主がその権利を適切に行使でき、株主の実質的な平等性が確保されるようにするため、以下各条に定める方策を実施する。

第1条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、次の各号に定める方策を実施する。

- 一 株主総会後に議決権行使結果の分析を行い、相当数の反対票が投じられた会社提案議案についてその理由の解明に努め、必要に応じて株主の対話などの対応を行う。
- 二 株主が株主名簿等の閲覧請求や各種の差し止め請求など株主の権利を行使する場合には、その権利行使が事実上妨げられることのないよう、当社内での手続きを迅速に進めるなど十分な配慮を行う。

第2条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場として機能するよう、次の各号の対応を行う。

- 一 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、必要に応じ適時に提供する。
- 二 株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送する。また、発送に先立って招集通知をTDnet及び当社ウェブサイトにて電子的に公表する。
- 三 株主へ提供する情報の正確性の確保や株主の株主総会議案に係る検討期間の確保等の観点を考慮したうえで、株主総会を開催するよう努める。
- 四 株主総会に出席できない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができるよう、議決権行使書面の送付を行う。
- 五 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合への対応について、証券代行会社と検討を行う。

第3条 政策保有株式については、以下の各号の通り取り扱う。

- 一 当社は、取引先との良好な関係維持や業務遂行の円滑化を図るなど、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、取引先の株式を保有することがある。これらの政策保有株式については、毎年、取締役会において、保有目的や合理性などについて検証を行う。
- 二 政策保有株式の議決権の行使に当たっては、当社の保有目的に資するものであるか、当該会社の株主価値を毀損するものでないかを勘案し、適切に議決権の行使を行う。

第4条 当社株式が公開買付けに付された場合には、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに取りまとめ、株主に開示する。

第5条 増資やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、独立社外役員の意見を聴取し、尊重するなど適正な手続きを確保するものとする。また、実施の目的等の情報開示を適時に行うなど株主への十分な説明に努める。

第6条 当社が、当社の役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会の承認を得るとともに、事後に当社の規程に基づき取締役会に対し経過報告を行う。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

第7条 当社は、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な対話と協働を行い、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第8条 当社は、財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。これらの開示、情報提供にあたっては、利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう留意する。

第9条 当社は、外部会計監査人（以下「CPA=Certified Public Accountant」という。）が、株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適切な監査の確保に向けて次の対応を行う。

- 一 監査役会による①CPA候補の選定とCPAの評価に関する「外部会計監査人の評価基準」の策定、及び②「CPA評価基準」に基づく、CPAの独立性と専門性に関する評価。
- 二 取締役会及び監査役会による①十分な監査時間の確保、②代表取締役社長とCPAとの面談の機会の確保、及び③CPAと監査役、内部監査室との面談の機会の確保。
- 三 CPAが不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合、監査役が対応に当たる。

第5章 取締役会等の責務

第10条 取締役会は、企業価値、株主共同の利益の中長期的な増大を図るため、以下各号に掲げる業務を行う。

- 一 経営理念、ビジョン、中期経営計画等、会社の経営方針、経営戦略に関する事項を検討し、決定することにより、会社の戦略的方向付けを行うこと。
- 二 前号に掲げる事項のほか、次条各号により取締役会が決定することと定められている事項について、経営方針、経営戦略等を踏まえて独立した客観的な立場から多角的かつ十分な検討を行った上で決定を行い、取締役会への報告を要する事項についての報告を受けること。
- 三 取締役が職務を執行するに当たり適切なリスクテイクが行えるよう、従業員からの健全な企業家精神に基づく提案を積極的に対応すること。

- 四 取締役の職務の執行を、独立した客観的な立場から監督すること。また、経営計画の進捗状況のモニタリングを行い達成状況を評価し、計画が達成できなかったときは原因を分析して今後の計画に反映させるとともに、株主に開示を行うこと。
- 五 意思決定過程の合理性を担保するため、リスク管理体制及び内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制を整備、改善すること。
- 六 経営の受託者として、株主に対して経営に関する説明責任を果たすこと、また適時かつ正確な情報開示が行われるよう、取締役を監督すること。

第 11 条 取締役会において決定すべき事項は以下各号に定めるものとする。それ以外の業務執行上の決定は決裁基準規程の定めに従い各担当取締役に委ねる。

- 一 法令上取締役会が定めることとされている事項
- 二 前条第一号に定める事項及び単年度予算
- 三 決裁基準規程等重要社則
- 四 会社が重大な法令違反を犯した場合における対応方針等
- 五 重要な訴訟に関する事項
- 六 前各号の事項と同視できる程度の重要事項

第 12 条 業務執行取締役の報酬は、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

- 2 当社は、取締役会が決定した取締役の報酬に関する方針を、適時適切に開示する。
- 3 社外取締役の報酬は、当該社外取締役が当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まないものとする。
- 4 取締役の個人別の報酬の額について、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準を参照し、報酬の額の適正性を判断する。
- 5 当社は、取締役に対して支払われた報酬の額について、法令に従い開示する。

第 13 条 取締役、監査役には、業務執行のモニタリングに資することのできる広く深い経験と知見とを有し、かつ人格に優れ、法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。監査役のうち最低 1 名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任するよう努める。

- 2 業務執行取締役には管理職又は専門職として実績を挙げ、社内外の評価が高く、経営者として中期経営計画の実行に貢献でき、かつ法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。業務執行取締役の再任にあたっては、担当部門の業績も考慮する。
- 3 取締役候補者及び監査役候補者は、代表取締役社長が、当該役員候補者の資質、専門知識等を総合的に判断の上立案し、取締役候補者については取締役会にて決定され、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定される。

第 14 条 監査役及び監査役会は、その役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において判断を行わねばならない。また、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べなければならない。

- 2 監査役会は、社外取締役が独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保しなければならない。

第 15 条 取締役及び監査役は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動しなければならない。

- 第 16 条 取締役会は、社外取締役の独立性判断基準を別途定める。この基準に合致した社外取締役を独立社外取締役という。
- 2 取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めなければならない。
- 第 17 条 独立社外取締役の役割・責務は、以下各号に定めるとおりとする。
- 一 経営全般について、自らの知見に基づき会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと。
 - 二 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
 - 三 会社と経営陣との利益相反を監督すること。
 - 四 経営陣から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること。
- 第 18 条 取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。
- 第 19 条 取締役会が自由闊達で建設的な議論のなされる環境となるよう、取締役会事務局は以下各号を実施するものとする。
- 一 取締役会資料を早期に準備することに努め、遅くとも取締役会開催日の 2 営業日前までに全ての資料を閲覧できる状態にすること。
 - 二 取締役会資料が、審議を行うために十分な内容を備えていることを確保すること。
 - 三 社外取締役には事前に各議案の説明を行うこと。
 - 四 開催頻度を適切に設定し、各回の審議時間を十分に確保すること。
 - 五 事業年度の開始前に取締役会の年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知すること。
- 第 20 条 取締役および監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。
- 2 当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、必要に応じ監査役会事務局とは別個の組織として、適切な人員及び予算を付与された独立社外取締役事務局を設置する。
 - 3 当社は、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、必要に応じ適切な人員及び予算を付与された監査役会事務局を設置する。
 - 4 社外を含む取締役および監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。
 - 5 取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認する。
- 第 21 条 内部監査室は、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持向上に係る取締役会の責務遂行を支援する。
- 2 内部監査室は、取締役会への定例報告を行い、また必要に応じて臨時報告を行うなど、取締役会との連携を確保する。
 - 3 監査役は、往査等を内部監査室と協働で行うなど、内部監査室と日常的に連携するよう努める。
- 第 22 条 当社の新任取締役及び新任監査役は、就任後 3 ヶ月以内に、会社法や金融商品取引法などに係る法的責任を中心とした外部セミナーに会社の費用にて参加するものとする。
- 2 当社の取締役及び監査役は競争法、インサイダー取引、反贈収賄などのコンプライアンスに関する研修を適宜受講するように努める。

- 3 当社は、社外取締役、社外監査役に対し、就任時に、当社グループの事業、財務、組織の状況、経営環境及び経営課題につき、所管部署又は担当役員等から説明を行い、十分な理解形成に努めねばならない。
- 4 社外を含む当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンスの状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

第6章 株主との目的を持った対話

当社は、株主との建設的な対話に努め、その促進のために体制整備、取組みに関する方針を以下に定める。

第23条 株主との対話、面談への対応窓口は総務部とし、必要に応じて個別面談や投資家説明会など対話の機会を設定し、社内出席者の調整を図る。

第24条 IR・広報を担当する取締役は、株主との対話全般について総括を行い、建設的な対話が実現するよう目配りを行う。

- 2 個別面談以外にも、アナリスト向け投資家説明会の開催や、ウェブサイトを活用したIR活動などを行う。
- 3 対話において把握された株主の意見・懸念を経営陣幹部等に対して適切かつ効率的にフィードバックするため、当該意見・懸念を受領した場合、内容の重要性等に応じて適宜取りまとめて取締役会に報告する。
- 4 株主との対話に際して、インサイダー情報が漏洩するのを防止するため、株主との個別面談や投資家説明会を行う際には、インサイダー情報の有無を確認し、その点に言及しないように留意する。

附則

施行期日 :

本ガイドラインは2015年12月11日に施行する。

改廃手続き :

本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。

制定 2015年12月11日